

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、公益財団法人エコサイクル高知契約事務取扱規程第3条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和4年8月18日

公益財団法人エコサイクル高知 代表理事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場進入道路整備工事 （エコ高知（佐川）第8号）
2 工事場所	高知県高岡郡佐川町加茂
3 工事の概要	高知県高岡郡佐川町加茂地内における管理型産業廃棄物最終処分場の進入道路整備工事 最終処分場進入道路 L=771m 1工区：L=165.5m、2工区：L=290m、3工区：L=219m、 国道工区：L=40m、付替道路：L=56.7m 道路土工 N=1式、法面工 N=1式、擁壁工 N=1式、 排水構造物工 N=1式、カルバート工 N=1式、 防護柵工 N=1式、道路附属施設工 N=1式、舗装工 N=1式 構造物撤去工 N=1式、附帯工 N=1式、仮設工 N=1式
4 完成期限	令和7年8月31日
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	事前審査方式 入札参加資格の審査を入札前に行い、参加資格が有ると認められた者のみが入札に参加できるものとする。
7 落札方式	施工体制確認型総合評価方式（施工計画型） 入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。
8 入札手続	高知県の定める「建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）」第5条の規定による入札方法 （紙の入札書を入札箱に投かんする方法）
9 低入札価格調査 ・最低制限価格	高知県の定める「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）」に基づく低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

なお、以下に示す共同企業体（構成員3者）により参加できるものとする。

1 共同企業体の要件	<p>1 各構成員の出資比率は当該共同企業体の出資総額の20%以上であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。</p> <p>2 代表構成員は、構成員間相互で土木一式工事（建設業法第2条第1項に規定するもの。以下同じ。）の格付の等級が異なる場合には、上位等級の者であること。</p> <p>3 この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。</p> <p>4 各構成員は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合でないこと。</p>	
2 代表構成員の要件	<p>資格等</p> <p>企業要件</p>	<p>ア 高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者で、土木一式工事について令和4年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和4年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における土木一式工事の格付がA等級であること。</p> <p>イ 土木一式工事に関して、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p>
	<p>施工実績</p>	<p>アからオまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>ア 平成19年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。</p> <p>イ 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。</p> <p>ウ 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。（出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。）</p> <p>エ 最終請負金額（税込）が1億円以上であること。</p> <p>オ 土木一式工事であること。</p>
2 代表構成員の要件	<p>資格等</p> <p>配置技術者要件</p>	<p>ア この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経営業務の管理責任者（建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの）又は営業所の専任技術者（第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの）でないこと（いずれの場合も許可業種は問わない。）。</p> <p>イ この公告の日以前に代表構成員に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>ウ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、土木一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
	<p>従事実績</p>	<p>企業要件の施工実績に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態は問わない。</p> <p>従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限るものとし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。なお、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p>

3 その他の構成員①の要件	企業要件	資格等	高知県内に主たる営業所を置く者で、土木一式工事について令和4年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和4年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における土木一式工事の総合点数が1,100点以上の者であること。
	配置技術者要件	資格等	<p>ア この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経営業務の管理責任者（建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの）又は営業所の専任技術者（第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの）でないこと（いずれの場合も許可業種は問わない。）。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>イ この公告の日以前にその他の構成員①に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>ウ 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。</p>
4 その他の構成員②の要件	企業要件	資格等	<p>次のア又はイのいずれかの要件を満たす者であること。</p> <p>ア 高知県内に主たる営業所を置く者で、土木一式工事について令和4年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和4年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における土木一式工事の格付がA等級であること。</p> <p>イ 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する中央西土木事務所の所管区域に主たる営業所を置く者（令和4年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。）であつて、建設業法第2条第1項に規定される土木一式工事について令和4年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和4年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における土木一式工事の格付がB等級であること。</p>
	配置技術者要件	資格等	<p>ア この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経営業務の管理責任者（建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの）又は営業所の専任技術者（第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの）でないこと（いずれの場合も許可業種は問わない。）。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>イ この公告の日以前にその他の構成員②に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>ウ 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。</p>

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和4年9月1日（木）午後5時
	提出先	公益財団法人エコサイクル高知佐川町事務所（※第6）
	掲載場所	公益財団法人エコサイクル高知ホームページ (http://www.ecokochi.or.jp/)
2 設計図書の閲覧方法		公益財団法人エコサイクル高知ホームページ (http://www.ecokochi.or.jp/)
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: info@ecokochi.or.jp
	提出期限	令和4年9月9日（金）午後5時
	回答期限	令和4年9月15日（木）
4 入札参加資格の有無の通知	通知期限	令和4年9月6日（火）
5 入札参加資格のない理由の説明要求	提出期限	令和4年9月9日（金）午後5時
	回答期限	令和4年9月16日（金）
6 入札日時・場所	日 時	令和4年9月20日（火）午後2時から
	場 所	高知県中央西農業振興センター高吾農業改良普及所2階会議室 (高岡郡佐川町甲1650-1)

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は、下表のとおりとする。
なお、代表構成員を評価対象とする。

(1) 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要 件
企業の評価	1 実績については平成24年度以降に、成績評定については令和元年度以降に元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 （出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。） 4 最終請負金額（税込）が1億円以上であること。 5 土木一式工事であること。
配置予定技術者の評価	1 企業の評価に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態は問わない。 2 従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は、評価対象としない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成24年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	実績 有	10点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績評定 (令和元年度以降) ※高知県(県警本部は除く。)発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。 ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点
	〃 76点以上 78点未満	10点
	〃 74点以上 76点未満	7.5点
	〃 72点以上 74点未満	5点
	〃 70点以上 72点未満	2.5点
	〃 70点未満	0点
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定点 65点未満 無	0点
	〃 有	-5点
優良工事表彰の有無 (令和元年度以降、業種：土木一式工事) ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を受賞	5点
	他機関表彰受賞又は高知県表彰(所長賞)を受賞	2.5点
	表彰 無	0点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000シリーズと併せてISO 14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5点
	ISO 9000シリーズ、ISO 14000シリーズ又はエコアクション21のいずれかを取得	2.5点
	ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0点
地域性・社会性評価		
地域ボランティアの有無 (前年度実績)	地域点数 20点以上相当	10点
	〃 15点以上 20点未満相当	8点
	〃 10点以上 15点未満相当	6点
	〃 5点以上 10点未満相当	4点
	〃 1点以上 5点未満相当	2点
	ボランティア活動 無	0点
重機保有の有無 (自社保有又は長期)	経営事項審査で評価対象の建設機械(種類)を3台以上保有	10点
	〃 2台保有	7.5点

(1年以上)リースによるもの)	〃	1台保有	5点
	経営事項審査で評価対象の建設機械(種類)の保有	無	0点
BCPの認定の状況	BCPの認定	有	10点
	〃	無	0点
合計	65点(合計点を6点に換算。)		

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成24年度以降)	実績 有	10点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績 評定 (令和元年度以降) ※高知県(県警本部は除く。)発注工事の成績評定 点。ただし、高知県発注工 事の実績がない場合は、国 土交通省発注工事の成績 評定点とする。	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点
	〃 76点以上 78点未満	10点
	〃 74点以上 76点未満	7.5点
	〃 72点以上 74点未満	5点
	〃 70点以上 72点未満	2.5点
優良工事表彰の有無 (令和元年度以降、 業種:土木一式工事)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を受賞	5点
	他機関表彰受賞又は高知県表彰(所長賞)を受賞	2.5点
	表彰 無	0点
継続学習制度(CPD)への取組 (取得単位数、有効期 間:過去5年間) ・(一社)全国土木施工管 理技士会連合会 ・(公社)日本技術士会 ・(公社)日本建築士会連 合会 ・建築設備士関係団体CPD 協議会 ・(公社)土木学会	推奨単位の10分の8以上	10点
	〃 10分の5以上 10分の8未満	7.5点
	〃 10分の3以上 10分の5未満	5点
	〃 10分の1以上 10分の3未満	2.5点
	〃 10分の1未満	0点
合計	40点(合計点を4点に換算。)	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	12.5点	・開札後、低入札に該当した者に低入札 調査資料の提出を別途求めて評価す
	可	5点	

	不可	0点	る。 ・低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」(満点)とする。
施工体制確保の確実性	良	12.5点	
	可	5点	
	不可	0点	
合計	25点		

(5) 施工計画の評価

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
施工上の課題に関する所見 ①工事に伴い発生する騒音による周辺住家への影響を軽減するための工夫	特に優れた工夫がある	15点	本工事において、次の提案はオーバースペックと判断して評価しない。 ・設計図書で示した員数を超える交通誘導警備員の配置。 ・水替工における商用電源の使用。
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
②工事に伴い発生する濁水による周辺河川への影響を軽減するための工夫 ③工事用車輛等の出入口付近（佐川町加茂地区ガソリンスタンド周辺）の国道及び町道の交通事故、渋滞を避けるための工夫	適切である	0点	
合計	15点（合計点を15点に換算。）		

(6) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」において、評価の対象としないものとする。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2第1項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第7条の2第18項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
- ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- ④ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕さ

れ若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

なお、総合評価の評価対象から除外する高知県発注工事の一覧表は、高知県土木部土木政策課のホームページに掲載している。

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 同種工事の施工実績（様式2）及びその挙証資料 3 配置予定技術者名簿（様式3）及びその挙証資料 4 配置予定技術者の重複について（様式4）（※該当する場合のみ。） 5 令和4年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 6 総合評価方式関係資料 表紙 7 企業の評価項目一覧表（様式5） 8 様式5の挙証資料（様式7-1を含む。） 9 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6） 10 様式6の挙証資料（様式8を含む。） 11 施工上の課題に関する所見（様式9） A4用紙2ページ以内で、本文の文字フォントサイズを10.5ポイント程度として作成すること。なお、文字数については、1項目300字以内とすること。（図表等の文字も1文字として数える。） ※JVの場合は、以下も提出すること。 12 代表構成員の特定建設業許可の写し 13 協定書（様式10） 14 使用印鑑届（様式11） 15 委任状（様式12）
入札書の投かんに際し、提出する書類	工事費内訳書

第6 入札実施機関（問い合わせ先）

〒789-1201 高知県高岡郡佐川町甲1650-1
 公益財団法人エコサイクル高知 佐川町事務所
 電話 0889-22-4744
 FAX 0889-22-4764
 E-mail info@ecokochi.or.jp

第7 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 低入札価格調査における失格基準
 低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
 - （1）直接工事費 設計金額の85%

(2) 共通仮設費 設計金額の80%

(3) 現場管理費 設計金額の90%

(4) 一般管理費等 設計金額の68%

3 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

4 この入札による落札者は、高知県の定める「独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）」第2の規定に準じ、契約書の案の提出時に、財団代表理事あてに構成員それぞれが1部ずつ作成した同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。